

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の115</u>、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の95</u>、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「100分の60」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の112.5</u>、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の92.5</u>、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の62.5」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「100分の52.5」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>